

各務原市占用工事等道路復旧基準

各務原市道の占用工事における舗装復旧基準は以下のとおりとする。

■舗装構成について

路床、路盤、舗装厚、脱色・カラー舗装等は、現状にあわせ復旧すること。

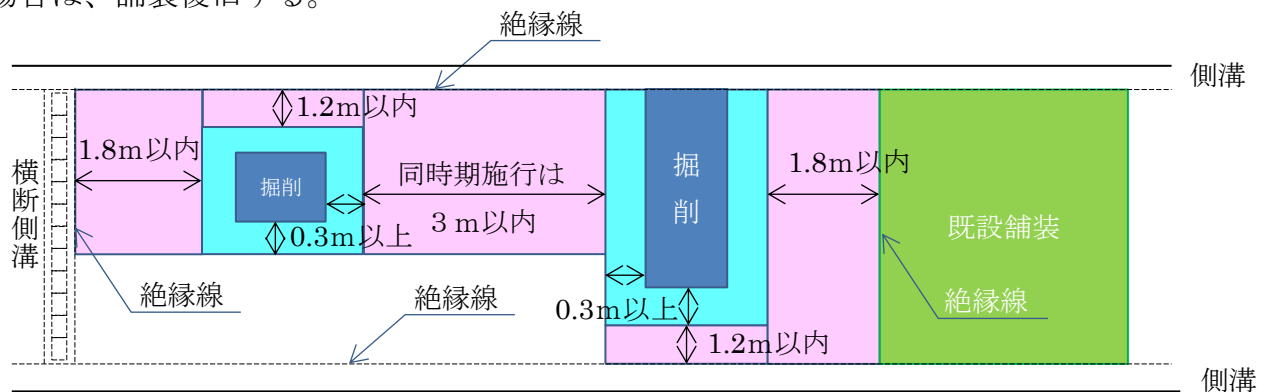
■舗装復旧基準

○一般事項

各務原市道の占用工事における舗装復旧については、影響幅（掘削部分の切断面と舗装復旧面との距離）を0.3m以上取ることとする。

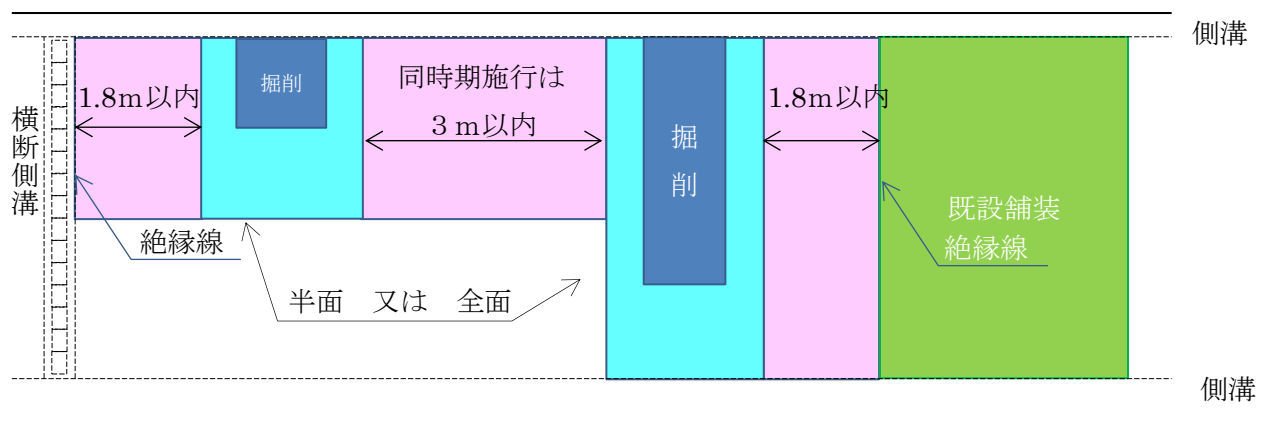
影響部分の端から舗装の絶縁線（側溝や既設舗装のカッター跡など、舗装が絶縁している線）までの距離が、横断方向1.2m以内、縦断方向1.8m以内の箇所は、舗装する。（道路法施行規則 第4条の4の7に準拠）

同時期に2箇所以上施行する場合は、舗装端の内側の距離が3.0m以内の場合は、舗装復旧する。



○幅員6.0m以上の道路

横断占用の場合は半面又は全面復旧（比較的新しい舗装の絶縁線がある場合は、一般事項に準拠しその絶縁線までで良い）とする。

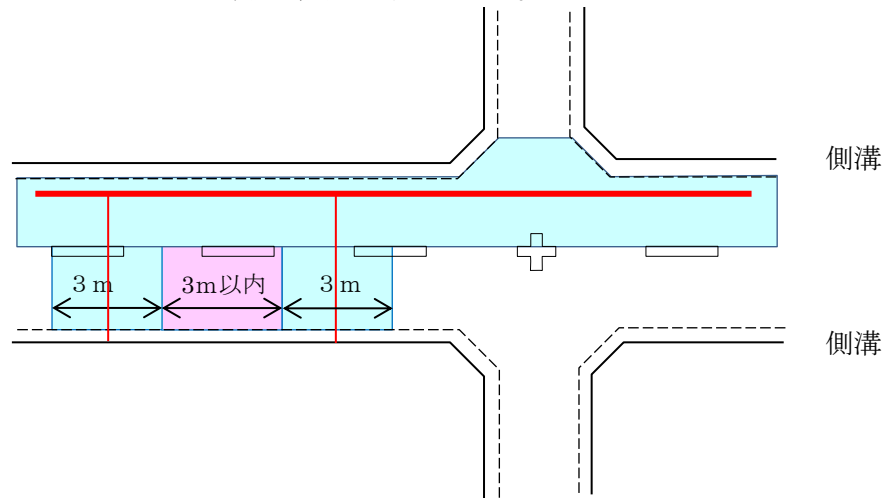


○中央線のある道路

縦断占用の場合は舗装幅半面又は全面復旧とする。

横断占用の場合は占用方向に対する幅は3.0m以上とする。

交差点は、隅切りと中央線を含む範囲を復旧する。

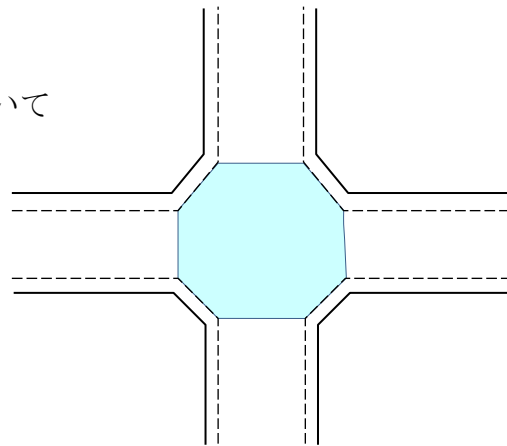


○交差点

交差点内は、隅切りを含む範囲について
全面復旧を原則とする。

(隅切りのある屈曲点も同様とする)

中央線のある交差点は、中央線の
ある交差点の基準に準拠する。



○その他、舗装復旧について

道路管理者と協議すること。

■掘削規制期間について

全面舗装（中央線がある道路については半面舗装）が施行された道路については、表1に示す規制期間内での再掘削は原則認めない。やむを得ず再掘削が必要となった場合は、理由書を添え道路占用許可申請をすること。その際の復旧条件は、表1のとおり。

表1 掘削規制期間における基準

道路幅員	規制期間	縦断占用	横断占用
中央線のある道路	3年	半面	舗装幅5m
6m以上			
4m以上6m未満	3年	全面	舗装幅5m
4m未満	3年	全面	舗装幅3m